

青森県報

第四千五百八十一号

平成三十一年
三月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
 - 保安林の指定予定……………(林 政 課) ……一
 - 保安林の指定解除予定……………(同) ……二
 - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
 - 自動車専用道路の指定……………(道 路 課) ……二
 - 道路の区域の変更……………(同) ……三
 - 道路の供用の開始……………(同) ……三
 - 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……三
 - 換地処分……………(農村整備課) ……四
- 公 告
- 公安委員会……………(交通規制課) ……四
 - 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(警 務 課) ……五
 - 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警 務 課) ……五

告 示

青森県告示第百八十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	平成三十四年三月三十一日

青森県告示第百八十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎六五の一〇六
 - 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

青森市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五 長根 サツ	階上区域 階上漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行ういかつり漁 業
三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四の一 畑中 清二		

三戸郡階上町大字道仏字泉田窪二の三
北城 一志

三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五七
黒坂 一男

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂一五
川村 雅弘

西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四
川口 俊一

西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎一六五の二
二階 初雄

西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の六
岸本 喜三郎

上北郡東北町旭北二丁目三一の一三三
沼尾 栄一

上北郡東北町字鶴ヶ崎三五の二
鶴ヶ崎 信宏

新深浦町第五区

新深浦町漁業
協同組合の地
区のうち、大
字岩崎及び大
字松神の区域

深浦区域
深浦漁業協同
組合の地区

小川原湖区域
小川原湖漁業
協同組合の地
区

総トン数十トン
未満の漁船によ
り行う漁業で
あつて、主とし
ていかつり漁業

主として底建網
漁業

総トン数十トン
以上二十トン未
満の漁船により
行ういかつり漁
業

底びき網を使用
して行うしじみ
漁業

青森県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定するので、同条第四項前段の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	指 定 す る 道 路 の 部 分	指 定 す る 期 日
一般国道一〇 一号	つがる市木造越水長谷川一六二の四から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二三四の 一まで	平成三・三・二六

青森県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇一号	つがる市木造越水屏風山一の九九から西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二三四の一まで	前	六・八五メートルから三六・〇四メートルまで	一、〇七八・〇〇メートル	
			つがる市木造越水屏風山一の九九から西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二三四の一まで	後	二一・九〇メートルから二〇・一四メートルまで	八〇一・〇〇メートル	
			つがる市木造越水屏風山一の九九から西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一九の一まで		六・八五メートルから三六・〇四メートルまで	七五九・〇〇メートル	
			つがる市木造越水屏風山一の九九から西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二三四の一まで		一五・〇七メートルから二〇・一四メートルまで	八〇一・〇〇メートル	

青森県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	つがる市木造越水屏風山一の九九から西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二三四の一まで	平成三・三・二六

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百九十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字三内字丸山一九八の四
一般財団法人青森県交通安全協会
- 二 変更内容
 - 1 変更前
つがる市木造千代町一八の一
 - 2 変更後
つがる市木造赤根一の四

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、諏訪沢地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第二号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

路線名	改正後	路線名	改正前
別表第二（第十一条の二関係）		別表第二（第十一条の二関係）	
区間		区間	

[略]	一般国道百一	青森県八戸市大字市川町字田ノ沢頭一丁目三六から青森県上北郡おいらせ町向山六十三番地六十九まで
	号	青森県三戸郡階上町大字道仏字大古里 岩手県境から青森県十和田市大字三本木字野崎四十番地四十五まで
[略]	一般国道百一	青森県八戸市大字櫛引字長平六番地二から
	号	青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠八番地八まで
[略]	一般国道百一	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六十番地七百二十三から
	号	青森県上北郡七戸町字附田向百三十二番地一まで
[略]	一般国道百一	青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地五十九から
	号	青森県つがる市柏稲盛岡本九十七番地一まで
[略]	一般国道百一	青森県つがる市木造越水長谷川百六十二番地四から
	号	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番地六まで

[同上]	一般国道百一	青森県八戸市大字市川町字田ノ沢頭一丁目三六から青森県上北郡おいらせ町向山六十三番地六十九まで
	号	青森県三戸郡階上町大字道仏字大古里 岩手県境から青森県十和田市大字三本木字野崎四十番地四十五まで
[同上]	一般国道百一	青森県八戸市大字櫛引字長平六番地二から
	号	青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠八番地八まで
[同上]	一般国道百一	青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六十番地七百二十三から
	号	青森県上北郡東北町大字大浦字南平二番地八十七まで
[同上]	一般国道百一	青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地五十九から
	号	青森県つがる市柏稲盛岡本九十七番地一まで
[同上]	一般国道百一	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番地一から
	号	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番地六まで

備考 表中「」の記載は注記である。	〔略〕	一般国 青森県むつ市横迎町一丁目 道二百 十二番一号から 七十九 青森県上北郡野辺地町字松 ノ木平二十六番地十七まで 青森県上北郡横浜町字吹越 五十四番地四から 青森県上北郡東北町字湯田 平百十二番地一まで
	〔同上〕	一般国 青森県むつ市横迎町一丁目 道二百 十二番一号から 七十九 青森県上北郡野辺地町字松 ノ木平二十六番地十七まで 青森県上北郡六ヶ所村大字 尾駮字尾駮第三国有林千百 三十九林班ほ小班から 青森県上北郡東北町字湯田 平百十二番地一まで

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第三号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
-----	-----

〔略〕	八戸警察署	館警察官 駐在所	八戸市大字櫛引字 上川原二番地一 八戸市新井田西三
	〔略〕	大間越警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜十一番地十八
〔同上〕	〔同上〕	大間越警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字大間越字宮崎浜十一番地十八
	〔同上〕	岩崎警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五十一番地十七
〔略〕	〔略〕	岩崎警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五十一番地十七
	〔略〕	轟木警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎百六十五番地一
〔同上〕	〔同上〕	轟木警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎百六十五番地一
	〔同上〕	北金ヶ沢警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字関字枳沢六十番地六
〔略〕	〔略〕	北金ヶ沢警察官駐在所	西津軽郡深浦町大字関字枳沢六十番地六
	〔略〕	鳴沢警察官駐在所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋三十三番地一
〔同上〕	〔同上〕	鳴沢警察官駐在所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋三十三番地一
	〔同上〕	赤石警察官駐在所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字字名原二百三十五番地二
〔略〕	〔略〕	赤石警察官駐在所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字字名原二百三十五番地二
	〔略〕	舞戸警察官駐在所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田二十九番地百十九
〔同上〕	〔同上〕	舞戸警察官駐在所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田二十九番地百十九

別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）

別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）

〔略〕	官駐在所	丁目十五番十二号
	中沢警察	八戸市南郷区大字
「削る。」	官駐在所	市野沢字家口山六番地二
	是川警察	八戸市是川一丁目十二番地五
所	官駐在所	八戸市南郷区大字
	官駐在所	島守字中里四十九番地三
「削る。」	種差警察	八戸市大字鮫町字
	官駐在所	棚久保十四番地
所	官駐在所	八戸市大字豊崎町
	官駐在所	字浜坂脇五十一番地
「削る。」	旭ヶ丘警	八戸市旭ヶ丘一丁目一番地二
	察官駐在	目一番地二
所	市川警察	八戸市大字市川町
	官駐在所	字尻引前山三十一番地三百三
「削る。」	鮫警察官	八戸市大字鮫町字
	駐在所	持越沢十五番地一
所	沼館警察	八戸市沼館一丁目八番二十一号
	官駐在所	八戸市南白山台二丁目五番二十六号
「削る。」	白山台警	八戸市南白山台二丁目五番二十六号
	察官駐在	三戸郡階上町大字
所	田代警察	田代字横窪十八番地一
	官駐在所	

〔同上〕	官駐在所	丁目十五番十二号
	中沢警察	八戸市南郷区大字
所	官駐在所	市野沢字家口山六番地二
	是川警察	八戸市是川一丁目十二番地五
所	官駐在所	八戸市南郷区大字
	官駐在所	島守字中里四十九番地三
「削る。」	種差警察	八戸市大字鮫町字
	官駐在所	棚久保十四番地
所	官駐在所	八戸市大字豊崎町
	官駐在所	字浜坂脇五十一番地
「削る。」	旭ヶ丘警	八戸市旭ヶ丘一丁目一番地二
	察官駐在	目一番地二
所	市川警察	八戸市大字市川町
	官駐在所	字尻引前山三十一番地三百三
「削る。」	鮫警察官	八戸市大字鮫町字
	駐在所	持越沢十五番地一
所	沼館警察	八戸市沼館一丁目八番二十一号
	官駐在所	八戸市南白山台二丁目五番二十六号
「削る。」	白山台警	八戸市南白山台二丁目五番二十六号
	察官駐在	三戸郡階上町大字
所	田代警察	田代字横窪十八番地一
	官駐在所	

備考 表中の「」の記載及び傍線は注記である。

附 則

この規則中別表第二鱒ヶ沢警察署の項の改正規定は公布の日から、同表八戸警察署の項の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭